

# 厚生常任委員会

令和元年9月17日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎濱 真理子	○嶋田 善行	齋藤 文夫
中川 靖広	小城 世督	奥村 容子
坂口 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	面卷 昭男	住 民 生 活 部 長	加藤 惠三
福祉子ども課長	中尾 歩美	福祉子ども課長補佐	西川美奈子
長寿福祉課長	中原 潤	長寿福祉課長補佐	田口 昌孝
同 課 長 補 佐	羽根田久枝	健康対策課長	北 典子
同 課 長 補 佐	徳田 貴世	国保医療課長	猪川 恭弘
国保医療課長補佐	細川 友希	環境対策課長	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	曾谷 博一	住 民 課 長	関口 修
同 課 長 補 佐	小澤香代子		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 奥村委員、嶋田委員

委員長

皆さんおはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、奥村委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第45号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 関口住民課長。

住民課長

それでは、議案第45号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（議案書朗読）

住民課長

本条例の改正内容につきまして、議案書末尾の要旨により説明させていただき、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

本条例の改正につきましては、女性活躍推進の観点から、住民基本台帳

法施行令及び印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴いまして、本人から届出を行うことによって住民票に旧氏が記録されている場合には、旧氏での印鑑登録を行うことができるように所要の改正を行うものでございます。

現在、住民票に記録されている氏名、氏もしくは名の一部を組み合わせたもので表している印鑑が登録できるものとなっておりますが、今回の条例改正によりまして、住民票に旧氏が記録されている場合は、旧氏での印鑑登録も可能となるものであります。施行期日につきましては、令和元年11月5日から施行するものであります。

以上、議案第45号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についての説明といたします。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 住民票に旧氏が記載されている場合っていうことは、されている場合とされていない場合があんのかな。

委員長 関口住民課長。

住民課長 現在まだ旧氏については記載されていないんですけれども、11月5日から住民票に旧氏を記載することができるようになります。それができるようになったことによって、印鑑証明のほうにも旧氏が記載されるということになります。

中川委員 旧氏を記載できるようになるということは本人さんが選択するっていうこと。載せてくれ、載せやんといてくれと。

住民課長 本人からの申し出、申請手続きによって行うものでございます。

中川委員 それと、女性活躍推進の観点からってあんねけど、これ旧氏で印鑑登録

できたら女性の活躍の推進になるの。

住民課長 旧氏を使ってそのまま仕事に就かれている方がおられますので、そういった方の印鑑証明とか、あと住民票とか身分証明、そういうようなもので活用できると考えております。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 これ旧氏というのはどういうことですか。結婚されたら、そしたら結婚前の姓は旧ですわな。そして例えば離婚されたら、離婚されて結婚のときの姓が使われたら、その場合の旧氏いうんか、旧の姓はどうなりますの。

委員長 関口住民課長。

住民課長 今回の条例改正に伴うものにつきましては、離婚されたとしても、これまでに使用していた戸籍に記載されている氏を使うことができるようになるものでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第45号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第４８号 斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、議案第４８号 斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読します。

（ 議案書朗読 ）

福祉子ども課長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧いただけますでしょうか。今回の条例改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が令和元年６月７日に公布され、令和元年８月１日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

本条例における災害援護資金の償還等に関する規定におきまして、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定によるものとしている箇所があり、今回の法改正に伴い本条例におきましても、同様に改正を行うものであります。改正内容であります。災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、災害援護資金の貸付けを受けた者が、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる規定が新たに設けられたこと、また、償還免除の対象範囲として、死亡したとき、精神もしくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったときに加え、破産手続きの開始の決定又は再生手続きの開始の決定を受けた者が追加されましたことから、本条例におきましても同様に改正を行うものであります。

最後に、施行期日であります。公布の日から施行いたします。

以上、議案第４８号 斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を

改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第48号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第49号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、議案第49号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読します。

( 議案書朗読 )

福祉子ども課長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例(要旨)をご覧くださいませ

うか。今回の条例改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

本条例におきまして、家庭的保育事業の保育者の要件として、児童福祉法の条文を引用しており、今回の法改正に伴い、号ずれが生じることから、条文整理を行うものであります。

施行期日ではありますが、公布の日から施行いたします。

以上、議案第49号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第49号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第50号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、議案第50号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読します。

( 議案書朗読 )

福祉子ども課長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧くださいませでしょうか。今回の条例改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が、令和元年5月31日に公布され、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容であります。1つ目に、3歳以上児の保育料の無償化で、すべての階層において、3歳以上児の保育料を無償とするものです。2つ目に、3歳未満児のうち市町村民税非課税世帯の保育料の無償化で、階層区分で申しますと、3歳未満児のうち、第2階層の世帯の保育料を無償とするものです。最後に、施行期日であります。令和元年10月1日から施行いたします。また、改正後の規定は、令和元年10月1日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例によることといたします。

以上、議案第50号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 すみません、私から一言申し上げます。  
一般質問等で意見を述べさせていただいたんですけれども、国がこれだ



けの負担をするということで、町の今までいろいろと県や国の制度に上乘せして厚く支援をしていたというような部分をできるだけ今後もいたしていただくようにっていうように要望をさせていただきたいので、ぜひともその辺はご検討いただきたいと思います。

他にございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第50号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第51号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長

それでは、議案第51号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読します。

( 議案書朗読 )

福祉子ども課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

すので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧くださいませでしょうか。今回の条例改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が、令和元年5月31日に公布され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、この改正内容に準じて、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容であります。1つ目に、食事の提供に要する費用の取扱いの変更でございます。これまで、保育所を利用する2号認定子どもにつきましては、主食費のみが保護者から徴収可能な費目でありましたが、今回の保育無償化の実施により、主食費、副食費ともに各施設が保護者から徴収可能な費目に位置付けるものです。また、幼稚園を利用する1号認定子ども、保育所を利用する2号認定子どもの双方におきまして、年収360万円未満相当の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除するものです。

2つ目に、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の新設でございます。子育てのための施設等利用給付の対象となる、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等、特定子ども・子育て支援施設等の運営において、①教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録、②利用料及び特定費用の額の受領、③領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付、④法定代理受領の場合の利用料及び特定費用の額の受領、領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付に関する適用、⑤施設等利用給付認定保護者に関する町への通知、⑥施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則、⑦秘密保持等、⑧記録の整備について、基準を定めるものであります。その他、子ども・子育て支援法の改正による条文整理等所要の改正を行うものであります。最後に、施行期日ではありますが、令和元年10月1日から施行いたします。

以上、議案第51号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 奥村委員。

奥村委員 この中の第55条のところなんですけども、特定子ども・子育て支援提供者はあらかじめ当該支払いを求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い同意を得なければならないということになっているんですけども、この書面により明らかにするということで、この事務についてはどちらが出すというか、保育現場が保護者に対して出すのか、それとも町サイドから出すのか、どちらということになるんでしょうか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 こちらの利用料等につきましては、各施設からお出しするものになりますので、町立の保育所でありましたら町立保育園でございますし、民間のところでしたらその民間の保育所からということになります。

奥村委員 そうしましたら書面を出すということで、保育現場の負担というのはどうでしょうか。

福祉子ども課長 こちらにつきましては、新たにこれについての書面を利用料の説明をするというのは、書面をもって行うというだけでございますので、利用案内ですとか、申請のときの案内にきっちり利用料を明記しておくということでこれにかわるというものでございます。特に新たに利用料だけの通知を改めて送るというものではございません。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第51号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第55号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉  
課長

それでは、(6)議案第55号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

長寿福祉  
課長

はじめに、保険事業勘定であります。

今回の補正予算の主な内容は、平成30年度の本特別会計の決算額の確定に伴う繰越金と、国庫支出金及び県支出金並びに支払基金からの交付金の精算に関するものなどで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,410万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ26億1,290万1千円とするものでございます。それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに歳入予算でございます。第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金で26万4千円の増額補正をお願いしております。介護報酬改正等に伴い、必要となるシステム改修に対して補助金が交付されることから、その受け入れに係るものとして、増額の予算補正をお願いするものでございます。また、第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金では、先の国庫支

出金の補正でご説明いたしましたシステム改修に係る事務費繰入金として26万4千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金で142万の増額補正をお願いしております。平成30年度の決算額の確定に伴う支払基金交付金の精算により生じた不足額について、令和元年度で交付されることから、その受け入れに係るものとして増額の予算補正をお願いするものでございます。

8ページにお移りいただけますでしょうか。次に、第9款 繰越金、第1項 繰越金で、平成30年度の本特別会計の決算において、歳入額が歳出額を上回りましたことから、その差額9,215万3千円を令和元年度に繰り越すことについて、増額補正をお願いするものでございます。

9ページにお移りいただけますでしょうか。続いて、歳出予算でございます。第1款 総務費、第1項 総務管理費で、先の歳入予算の補正でご説明いたしましたシステム改修費用として、52万8千円の増額補正をお願いするものであります。順序が逆になりますが、次に、第5款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金について説明をいたします。

平成30年度の決算額の確定により、第1目 第1号被保険者保険料還付金で、還付すべき過年度分の保険料の見込額が確定いたしましたことから、これを還付するための経費として134万8千円の増額補正を、第2目 償還金では、平成30年度の決算額の確定に伴い、介護給付費に係る国及び県の負担金並びに支払基金からの交付金について、また、地域支援事業に係る国及び県の補助金について、それぞれ超過交付となりましたことから、これらを償還するための経費として710万3千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、その上の第3款 基金積立金、第1項 基金積立金でございます。ただ今、ご説明申し上げました歳入と歳出の補正額において生じた差額8,512万2千円について、基金に積み立てるよう増額補正をお願いするものでございます。次に、介護サービス事業勘定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万円を追加し、歳入歳出それぞれ1,061万円とするものであります。

恐れ入りますが、補正予算書の15ページをお開きいただけますでしょうか。歳入予算でございます。第2款 繰越金、第1項 繰越金で、平成

30年度の執行額の確定に伴い、歳入額が歳出額を上回ったことから、その差額221万円の増額補正をお願いするものであります。

16ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正であります。第3款 予備費、第1項 予備費では、今回の予算補正から生じた財源221万円の留保のための増額補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

( 予算書朗読 )

長寿福祉課長 以上、議案第55号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。

何卒よろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第55号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7)議案第56号 令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療課長 それでは、議案第56号 令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明申しあげます。はじめに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療課長 今回の補正予算は、平成30年度会計の決算に伴います繰越し、また保険料の還付、広域連合への納付等に関するものでございまして、歳入歳出それぞれ592万1千円を増額し、歳入歳出それぞれ4億5,942万1千円とするものでございます。

まず、それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明申しあげます。

まず歳入のほうでございまして。補正予算書の5ページをお開きいただきたいと思っております。まず、第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金でございまして。平成30年度決算余剰金の確定に伴いまして569万2千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第6款 諸収入、第2項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金であります。平成30年度中に払い戻した保険料のうち、広域連合から保険料還付金について、受入未済の分がございまして22万9千円の増額補正をお願いするものでございまして。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思っております。歳出でございまして。第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金であります。繰越いたしました保険料を広域連合に納付いたしますことから、後期高齢者医療保険料等負担金を592万1千円の増額補正をお願いするものでございまして。

それでは1ページにお戻りいただきたいと思っております。予算総則を朗読いたします。

( 予算総則朗読 )

国保医療課長 以上、議案第56号 令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第56号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策課長 それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

現在、奈良市、生駒市、大和郡山市、平群町、そして本町で開催をしております、ごみ処理広域化に関する勉強会について、先月の8月27日火曜日に、奈良市役所におきまして実務者会合が開催されたところであります。この実務者会合につきましては、今後、当勉強会を協議会レベルへとステップアップしていくにあたり、実務担当者レベルで各自治体のごみ・資源物の分別、収集、処理体制などの細かい部分の情報共有と課題整理な



どを行うことを目的に、今回初めて開催されたところであります。内容といたしましては、各自治体間の分別状況や収集体制、また処理状況などについて現在の状況を報告し、参加自治体間での情報共有を図ったところであります。なお、次回の会議開催時期については未定でございます。

以上、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 議案第54号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、各課報告事項の(1) 議案第54号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)につきまして、住民生活部が所管する内容についてご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明させていただきます。補正予算書の7ページをお願いいたします。はじめに、第13款 分担金及び負担金、第2項 負担金では、第1目 民生費負担金の第1節 児童福祉費負担金で、本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、保育園における保育料の一部として、これまで含まれていた3歳児から5歳児までの副食費について、低所得世帯及び第3子以降を除き、実費徴収することから、保育園保育料291万6千円の増額をお願いするものであります。

9ページにお移りいただけますでしょうか。第16款 県支出金、第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金の第2節 児童福祉費補助金

で、保育園における一定以上の障害児の受入れに必要となる担当保育士の増員費用につきまして、補助金が交付されることから、障害児保育質向上事業費補助金210万円の増額をお願いするものであります。

10ページにお移りいただけますでしょうか。歳出予算の補正についてであります。はじめに、第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費では、第1目 戸籍住民基本台帳費の第13節 委託料で、女性活躍推進の観点から、印鑑登録においても、本人からの届出により旧氏を併記することができるようになり、そのシステム改修に要する費用として61万4千円の増額をお願いするものであります。11ページにお移りいただきまして、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第3目 老人福祉費の第19節 負担金補助及び交付金で、高齢者の移動手段の確保や生活意欲の維持及び交通事故等の被害軽減を目的として、高齢者を対象に、誤発進防止装置の購入及び取付費の一部を助成する事業を創設することから、150万円の増額をお願いするものであります。第5目 医療対策費では、第23節 償還金利子及び割引料で、平成30年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、329万7千円の増額をお願いするものであります。

第7目 障害福祉費では、第23節 償還金利子及び割引料で、平成30年度の自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから、741万円の増額をお願いするものであります。

第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、介護保険事業特別会計における介護報酬改定等に伴うシステム改修のための財源として、26万4千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費では、第23節 償還金利子及び割引料で、平成30年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、54万4千円の増額をお願いするものであります。第2目 保育園費では、歳入で申しあげました保育園保育料と県補助金の増額に伴う財源振替をお願いしております。

12ページをお開きいただけますでしょうか。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費で、第3目 母子衛生費の第18節 備品購入費で、幼児健診

時に使用する高圧滅菌器が故障し、修理対応できないことから、その更新費用として、30万円の増額をお願いするものであります。

以上で、議案第54号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、住民生活部が所管する内容についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長 次に、（2）斑鳩町プレミアム付商品券発行事業について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 各課報告事項の（2）斑鳩町プレミアム付商品券発行事業について、ご報告させていただきます。

本事業は、本年10月に予定されている消費税・地方消費税の引き上げに伴い、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響の緩和、また、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者と子育て世帯の世帯主向けのプレミアム付商品券を販売するもので、6月の本委員会において、その概要等についてご報告をさせていただいたところでございます。

この間、8月9日（金）に、低所得者分の対象者と思われる住民税が非課税の方への通知、また翌週13日（火）から、福祉子ども課におきまして申請の受付を開始し、9月11日（水）より、順次、商品券の購入引換券の発送をさせていただいているところでございます。つきましては、今回、予定とさせていただいておりました商品券等の販売及び利用等に関する具体的な日程につきまして、報告させていただきます。

なお、本事業につきましては、福祉子ども課とまちづくり政策課を中心に事業の実施を進めており、総務常任委員会におきましても、同様の報告をさせていただきます。

資料1をご覧ください。まず、販売期間と商品券の有効期間でございま

すが、令和元年10月1日から令和2年2月20日まででございます。次に販売場所と販売時間でございますが、南都銀行法隆寺支店と南都銀行法隆寺駅前出張所の2か所で、いずれも土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く、午前9時から午後3時まででございます。なお、10月5日（土）、10月20日（日）、11月2日（土）、12月1日（日）の午前9時から午後6時まで、斑鳩町役場においても販売をさせていただきます。平日の購入が難しい方にお越しいただければと考えております。

次に、商品券の取扱店舗でございますが、斑鳩町内の取扱店115店舗でございます。取り扱いいただける町内の店舗を募集いたしまして、115店舗から申し込みをいただいたところであります。

最後に、商品券の購入方法等でございます。まず、商品券の額面及び購入価格でございますが、商品券は1冊あたり5千円分、500円の10枚綴りとし、4千円で購入いただきます。プレミアム率は25%であります。商品券購入限度額は、お送りしている購入引換券1枚につき最大5冊、2万5千円分まで、また1冊ごとに分割で購入いただくことも可能とさせていただきます。

以上、斑鳩町プレミアム付商品券発行事業の報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員 窓口で受け付けして引換券を渡すというように今説明あってんけど、対象者ってあんの、一般の者はあかんのかな。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 対象者につきましては、まず2つ区分がございまして、ひとつは平成31年1月1日時点の住民の方で平成31年度の町民税が非課税の方となっております。この方につきましては、該当と思われる方に「非課税で

すよ」というお知らせを通知しております。その中に申請書を入れてお  
まして、ご自身の方で申請をしていただいて、引換券を送付するという流  
れになります。もうひとつの区分につきましては、子育て世帯ということ  
で、3歳未満のお子さんをもっておられる世帯主の方が対象となるん  
ですけども、こちらの方につきましては対象の方がすべて町のほうで把握  
できますので申請等の手続きなしに、引換券を直接世帯主の方にお送りし  
ております。

中川委員 非課税世帯に子育て世帯の人が購入可能やということやけど、それでプ  
レミアム付商品券が全部完売にならんと残った時はどないすんの。

福祉子ど  
も課長 すべて100%国の補助事業となっておりますので、販売できた分のプ  
レミアム分と申しますか、そちらの分につきましては、すべて事業費とし  
て補助金が入ってまいります。

中川委員 何冊って決まってないんかな、そやから売れ残るっていうのはないの。  
申し込みのあった分だけっていうことでええの。

福祉子ど  
も課長 紙の引換券自体は売れ残るという場合も出てまいりますけれども、それ  
はもう有効期限が終わりましたら価値がないものとなりますので、引き換  
えが終わった分のプレミアム分について、補助金で対応されますので、売  
れ残ったからといって町の負担が生じるということとはございません。

中川委員 売れ残った分を一般の人に売るということはでけへんのかな。対象外の  
人はあかんねんな。どないしても。

福祉子ど  
も課長 はい、できません。

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 福祉子ども課より1点ご報告がございます。8月22日に、たつた保育園におきまして給食提供時に、5歳児のメニューの中に長さ3センチ程度の針金のような異物が混入しておりましたので、その内容についてご報告させていただきます。幸い、異物につきましては、児童が食べる前に発見し、大事には至りませんでした。今回の異物混入の原因及び再発防止策についてご報告をさせていただきます。

まず、原因でございますが、異物混入発見後、全ての調理器具の確認を行いましたところ、すくい網の一部に若干めくれたような形跡が見られまして、針金の形状や太さから、すくい網の針金の一部である可能性が高いと思われました。当該すくい網を分解して確認しましたところ、すくい網の内部で針金の破損がみられましたので、経年劣化により一部の針金が混入したものと考えられます。これまでも作業前に調理員による器具の確認はしておりましたが、再度、全ての器具の確認を行い、異物混入の原因となりうる器具につきましては、委託業者におきまして買い替えを行ってまいります。また、チェックリストにおきまして作業前の器具の確認はもちろんのこと、作業の合間にも異変がないか確認し、配膳時にも異物の混入がないか確認を行ってまいります。

先月の本委員会におきまして、あわ保育園における食物アレルギーの事故報告を行ったところでありますが、委託業者に対しまして、再度、給食提供にかかるチェック体制の強化を促しており、今後、安心、安全な給食の提供に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

委員長 他にございませんか。 中川委員。

中川委員 今のね、今まで職員さんがしてる時ってあんまりそういう事故っていいのか、間違いって言うの、えらい聞かへんねけど、業者の怠慢なんかな。業者にそういうのあったら何かペナルティってないの。あんの。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 29年度、30年度につきましては、こういった事故等につきましては特にございませんでしたが、今回立て続けに2件あったということもありまして、町立でやっていた時に、このような事故がなかったのかどうか、大変申し訳ございません、今、把握はしておりませんが、特に業者の怠慢というよりは、やはり慣れというか、チェックがだんだん、慣れ、習慣によって甘くなってきているのかなというところがございますので、チェック体制の強化というのは今回の件を通じまして、委託業者のほうに厳しく指導をしているところでございます。特にこれによってペナルティを課すといったことについては考えてはおりません。

中川委員 アレルギーなんかね、命にもかかわることやし、異物にしても大きなけがにもつながりかねないことだと思いますので、ぜひとも気を付けて作業を行っていただきますように、強く指導しておいていただきたいと思えます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。次に、継続審査について、お諮りいたします。お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調

査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前9時55分 閉会)



